

福島大学男女共同参画行動計画

本行動計画は「福島大学男女共同参画宣言」に基づき、具体的な取組内容について定めるものです。

1. 教育、研究、管理運営、および職場環境における男女共同参画

- (1) 男女共同参画を妨げる要因を精査・分析し、組織的な対策を継続的に講じます。
- (2) 教育・研究活動を継続できるように、育児・介護中の教員を対象とする「研究支援員制度」等をはじめとする学内の制度を運用し、改善を図ります。
- (3) 乳幼児を抱えた方が利用可能な設備の充実を段階的に図ります。
- (4) 性別や性的指向・性自認等に関わりなく管理職等への登用を行い、大学の管理運営において多様な人材の活用を促します。
- (5) 人材の多様性確保を目指して、採用における公正さを追求します。
- (6) 学生および教職員を対象に男女共同参画の教育・学習機会を拡充し、理解の促進を図ります。
- (7) 学生、教職員、地域社会に向けて多様なキャリアのあり方を示すために、積極的な広報活動を展開します。
- (8) 男女共同参画に関する取り組みのために諸団体とネットワークを築き、地域社会での連携を図ります。

2. 教職員の「仕事と生活の調和」に向けた組織的な対策

- (1) 教職員を対象に「仕事と生活の調和」に関する教育・学習機会を拡充し、理解の促進を図ります。
- (2) 「仕事と生活の調和」に関わる各種制度について情報提供を積極的行います。
- (3) 働き方の見直しおよび改善を図り、仕事の効率化促進と労働時間の削減に取り組めます。

平成 30 年 1 月 9 日 福 島 大 学